

## 政令番号203 ジフェニルアミン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成25年度）

(E+nは  $\times 10^n$ 、例えばE+3は  $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県	6.0E+1			60.0	2.0E+0	1.4E+4	14,002.0	14,062.0
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県						3.2E+1	32.0	32.0
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県	5.0E-1	7.0E-1		1.2		1.4E+2	138.0	139.2
24	三重県						5.2E+2	520.0	520.0
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府						2.9E+4	29,064.0	29,064.0
28	兵庫県						5.1E+0	5.1	5.1
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県						2.3E+2	233.5	233.5
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		6.1E+1	7.0E-1		61.2	2.0E+0	4.4E+4	43,994.6	44,055.8

注1) 農業は使用先別使用量として別表に示す。